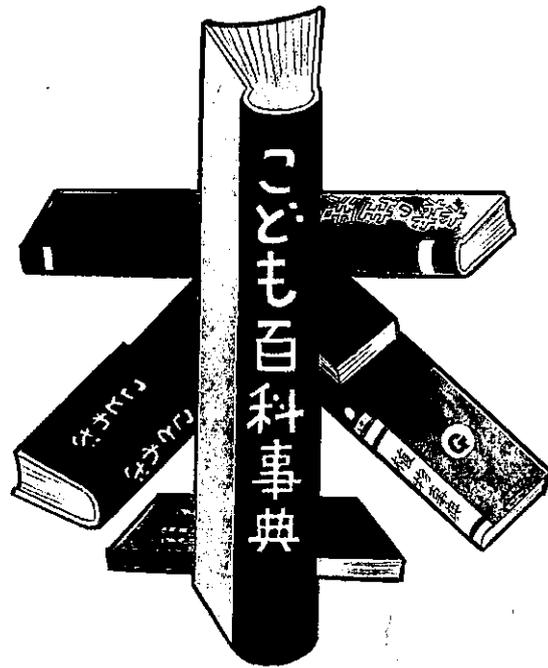


豊島区図書館経営協議会	資料番号
R3.11.4	2-2

豊島区子ども読書活動推進計画 (第四次)

素案



©山内ジョージ

豊 島 区



<目次>

計画本編

第1章 計画の背景

- 1 計画の意義 (P2)
- 2 国の動向 (P2)
- 3 東京都の動向 (P3)
- 4 豊島区の動向 (P4)

第2章 第三次計画の取組と成果

- 1 第三次計画の取組 (P8)
- 2 第三次計画の成果 (P8)
 - (1)第三次計画数値目標 (P8)
 - (2)第三次計画重点事業 (P12)
 - (3)第三次計画事業に新型コロナウイルスが与えた影響 (P16)
 - (4)第三次計画事業とSDGs関連 (P17)
 - (5)豊島区読書活動に関する実態調査の結果 (P17)

第3章 第四次に向けて

- 1 第四次に向けての課題 (P26)
 - (1)不読率の改善 (P26)
 - (2)社会情勢の変化への対応 (P26)
 - ①デジタル化
 - ②新型コロナ感染症拡大による生活様式等の変化
 - ③SDGs推進に向けた取組
- 2 第四次計画に向けて (P27)
 - (1)不読率の改善への取組 (P27)
 - (2)子ども関連施設・地域・保護者等への理解・啓発 (P27)

第4章 基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ (P32)
- 2 計画の基本方針 (P33)
 - (1)計画の理念 (p33)
 - (2)計画の目的 (P33)
 - (3)対象となる子どもの年齢 (P33)
- 3 計画期間 (P33)

第5章 計画が目指すもの

1 計画の目的 (p36)

- (1)乳幼児期からの読書基盤の形成 (P36)
- (2)学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進 (P36)
 - ①学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進 (P36)
 - ②学習活動における学校図書館の利活用 (P37)
- (3)特別な配慮を必要とする子どもの読書環境整備の推進 (P37)
 - ①学校での読書環境の整備 (P37)
 - ②区立図書館での読書環境の整備 (P38)
- (4)読書の質の向上 (P38)
 - ①読書の質の向上を通して豊島区が目指す子どもの姿とその効果 (P38)
 - ②豊島区が目指す子どもの姿を促進する取組 (P39)

2 計画の目標値設定 (P40)

- (1)不読率の改善状況 (P40)
- (2)読書が好きかどうか (P41)
- (3)教育課程に読書活動の推進が位置付けられている割合 (P42)
- (4)学校や地域の図書館の活用頻度 (P42)

第6章 具体的な取組・進捗管理報告

1 具体的な取組 (P44)

- (1)施策の体系 (P44)
- (2)計画事業 (P44)
 - ①各主体の役割 (P44)
 - ②図書館が基軸となる計画事業 (P45)
 - ③学校図書館が基軸となる計画事業 (P46)
 - ④学校司書と図書館司書の地域に関する知識向上と情報共有(P46)

2 進捗管理・報告 (P47)

- (1)計画事業の進捗管理・報告 (P47)
- (2)計画数値目標の進捗管理・報告 (P47)

資料編

- 豊島区子ども読書活動推進計画(第四次)審議経過 (P50)
- 豊島区子ども読書活動推進会議・令和3年度委員名簿 (P50)
- 豊島区子ども読書活動推進会議部会・令和3年度委員名簿 (P51)
- 豊島区経営協議会・令和3年度委員名簿(P52)
- 豊島区教育委員会・委員名簿(P53)
- 豊島区立図書館配置図 (P54)
- 子どもの読書活動の推進に関する法律 (P55)

第1章 計画の背景

1 計画の意義

豊島区子ども読書活動推進計画は、豊島区の全ての子どもが、あらゆる機会と、あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域をはじめ図書館、学校、子ども関連施設等の役割を明確にし、持続可能な読書環境づくりの推進に関する施策の方向性や取組を示すものであります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」が公布・施行され、国に、子どもの読書活動推進に関する基本的な計画を策定することを義務付けるとともに、都道府県や市区町村にも施策推進のための計画の策定に努めるよう定められました。

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 2 条）

2 国の動向

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を以下のとおり明らかにしました。

- ①子どもの読書に関する施策を策定し実施すること。
- ②学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携強化その他必要な体制を整備すること。
- ③子どもの読書活動の推進に関する施策の計画を策定し公表すること。
- ④4 月 23 日を「子どもの読書の日」とすること。

これまで国は、平成 14 年 8 月に環境の整備を積極的に推進することを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第一次)」を策定し、平成 20 年 3 月に第二次基本計画、平成 25 年 5 月に第三次基本計画、平成 30 年 4 月に第四次基本計画を策定してきました。第三次基本計画では、平成 24 年から平成 34 年までの 10 年間で不読率の半減および市区町村の推進計画策定率の向上を目標として示しました。

第四次基本計画では、以下をポイントとして、家庭、学校等、地域での取組、子どもの読書への関心を高める取組等について推進方策を示しました。

- ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
- ②友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める

国は、第三次計画までの取組の主な課題として、不読率の改善をあげています。小中学生の不読率は中長期的には改善傾向にありますが、高校生の不読率は依然として高くなっています。

また、いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていません。第四次計画の目標として以下の数値を提示しています。

● 国の目標数値「不読率の改善」 (%)

年度	H29	⇒	R4目標
小学2年生	5.6		2以下
中学生	15.0		8以下
高校生	50.4		26以下

また、この間、学習指導要領等が改訂・告示されました。言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することを規定としています。それに加え、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的な自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定されています。幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しむことを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等を規定しています。

さらに、令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が施行されました。障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月に視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本計画では、アクセシブルな電子書籍の充実、視覚障害者等の読書環境整備などの方針が示されました。

3 東京都の動向

平成15年3月に策定した「第一次東京都子ども読書活動推進計画」では、子供の読書活動の整備に向けて、家庭・地域・学校におけるそれぞれの役割と、東京都・区市町村に期待される取組を明らかにしました。その後、平成21年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、不読率の半減を目標に掲げ取組を推進してきました。

平成27年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、第二次計画の取組を基本としつつ、以下の項目を基本方針として計画を推進してきました。

- ① 不読率のさらなる改善
- ② 読書の質を向上
- ③ 読書環境の整備

令和3年3月には、「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、第三次の考え方を基本

とし、以下の4点を計画の目指すものとし、学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して読書環境を整え、子どもの主体的・自発的な読書活動を発達段階に応じて推進する取組を示しています。

- ① 乳幼児期からの読書基盤の形成
- ② 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- ③ 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
- ④ 読書の質の向上

第三次計画までの取組の主な課題として、不読率の改善をあげています。小中学生の不読率は目標値との差が僅差となりましたが、高校生の不読率は依然として高くなっています。高校生の読書活動の推進へ向け、乳幼児から読書基盤及び読書習慣を形成していきます。

東京都は、不読率の更なる改善を進め、令和7年度までには平成25年度からの半減を目指しています。

●東京都の目標数値「不読率の更なる改善」

年度	H25		H31		R7目標
小学2年生	2.6	⇒	2.9	⇒	1.3
小学5年生	5.4		4.2		2.7
中学2年生	13.2		9.9		6.6
高校2年生	31.8		30.6		15.9

※小学校全体で2%以下を目指します。

4 豊島区の動向

(1) 第一次計画について

豊島区は、法律および国・東京都の動きを受けて、平成18年3月に、平成27年度までに10年間を計画期間とする「子ども読書活動推進計画」を策定し、以下を理念と目的とし、施策を総合的に推進しました。

●理念と目的

一人ひとりの子どもが素晴らしい本と出会うことで、読書の魅力を発見する機会を提供し、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた読書機会の提供と読書環境の整備を図る。

●数値目標

- ① 区立図書館における子どもの利用登録率
- ② 読書が好きな児童・生徒の割合
- ③ 普段の読書量（週2～3回以上）の割合
- ④ 1週間あたりの読書時間（3時間以上）

(2) 第二次計画について

4年後の平成22年3月には、第二次計画を策定し、第一次の理念を引継ぎ、子どもの読書環境を取り巻く社会環境の変化に応じて、以下を目的・目標とし、施策を推進しました。

●目的

豊島区に生まれ、豊島区で育つ子どもたちがたくさんの本と出会い、読書の喜びを知ることができるよう、区立図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関の役割を明確にし、地域社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組みます。

●目標

- ①子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発
- ②子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実
- ③家庭・地域・学校の緊密な連携と相互の協力による取組の推進

●数値目標

- ①区立図書館における子どもの利用登録率
- ②読書が好きな児童・生徒の割合
- ③普段の読書量（週2～3回以上）の割合
- ④1週間あたりの読書時間（3時間以上）

(3) 第三次計画について

平成28年5月には、第三次計画を策定し、第一次から第二次までの理念と目的を引継ぎ、子どもたちの読書活動や読書環境の現状を踏まえ、以下の2つを目標とし、乳幼児・小学生・YA世代（中学生・高校生）の読書環境の充実を重点分野として施策を進めました。

●目標

- ①子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発
- ②子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実

●数値目標

- ①子どもの図書貸出冊数（区立図書館・学校図書館別）
- ②1か月の平均読書冊数
- ③中学生・高校生の1日の平均読書時間（1日の平均読書時間のうち「0分（読まない）」の割合）

第三次計画の取組と成果については、「第2章 第三次計画の取組と成果」で示します。

第2章 第三次計画の取組と成果

1 第三次計画の取組

豊島区は、第三次の目標に紐づく「主体（人）」と「場（環境）」の施策を展開し、乳幼児期・小学生・YA 世代（中学生・高校生）の読書環境の充実を図る取組を実施しました。

また、子どもの読書習慣の確立に大きな影響をもつ家庭の読書活動を支援すること、学年が上がるにつれて読書活動が減少する中高生の読書活動の支援を行うことに重点を置き、87 の計画事業を当初定め進めてきました。（令和 3 年 3 月末現在 92 事業に増）

区立図書館をはじめ、区立幼稚園、小学校、中学校、区民ひろば、保健所等子どもが関わる様々な部署、地域で活躍するボランティア人材、家庭と連携し、子どもの読書活動を推進しました。

2 第三次計画の成果

第三次計画の数値目標の実績値と、計画事業の進捗状況、「豊島区読書活動に関する実態調査（令和元年 9 月実施）」で、読書活動状況の実態把握をし、成果指標の検証、第四次に向けた課題の抽出をしました。

（1）第三次計画数値目標

第三次計画の数値目標の成果は、図書貸出冊数や読書冊数は、目標を概ね達成しましたが、中学生・高校生の 1 日の平均読書時間については、未達成となりました。引き続き、全国的な課題にもなっている中高生の不読率の改善への取組が必要とされています。

①子どもの図書貸出冊数（区立図書館）【課題あり】

豊島区の児童全体の読書の傾向を把握する一つの指標として、基準値と比較し、**5%増**を目標値として設定しました。

児童書は、平成 27 年度から令和元年度まで目標値を上回りましたが、YA 書については、目標値には届きませんでした。今後も、YA 世代（中学生・高校生）への対策が必要となります。

また、令和 2 年 3 月 2 日以降、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い一部サービスの休止をしていたため、貸出冊数減に影響が出たものの、平成 27 年度から令和元年度は継続して目標値を超えました。

●子どもの図書貸出冊数（区立図書館） 目標値

	基準値 (H26)	目標値 (R2)
YA書	68,846	73,000
児童書	263,513	277,000
合計	332,359	350,000

●豊島区立図書館の子どもの図書貸出冊数（平成26年度～令和2年度）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	達成率
YA書	68,846	68,356	72,588	68,695	68,117	61,581	49,089	67.00%
児童書	263,513	284,281	315,273	345,748	359,019	324,022	274,725	99%
合計	332,359	352,637	387,861	414,443	427,136	385,603	323,814	93%

出典：「豊島の図書館」

②子どもの図書貸出冊数（学校図書）【達成】

小中学生の読書傾向を把握する一つの指標として、基準値と比較し、**5%増**を目標値として設定しました。小学校で130,528冊、中学校で1689冊、合計で132,217冊分目標値より大幅に超えました。

●学校図書の貸出冊数 目標値

	基準値 (H26)	目標値 (R2)
小学校	212,810	224,000
中学校	9,824	11,000
合計	222,634	235,000

●学校図書館の図書貸出冊数（平成26年度～令和2年度）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	達成率
小学校	212,810	230,937	253,040	279,775	291,442	329,575	354,528	158%
中学校	9,824	14,585	18,385	20,148	19,020	17,091	12,689	115%
合計	222,634	245,522	271,425	299,923	310,462	346,666	367,217	156%

出典：各年度「豊島区学校図書館各校貸出冊数」

③1か月の平均読書冊数【達成】

小学生の平均読書冊数を**5%増**とし、中学生・高校生の読書活動の推進は重点施策分野と位置付けたため、**6%の増**として目標値を設定しました。

小・中学生、高校生全ての層で目標値を大幅に超える結果となりました。中・高校生への推進を重点施策分野と位置付けた取組成果と言えます。

●1か月の平均読書冊数 目標値

	基準値 (H26)	目標値 (R元)
小学校	22.6	23.7
中学校	13.1	13.9
高校生	6.7	7.1

● 1か月の平均読書冊数（令和元年度・目標達成率）

年度	R元	達成率(%)
小学生	29.0	112.0
中学生	14.6	105.0
高校生	10.7	150.7

出典：令和元年度「豊島区読書活動に関する実態調査」図書館課

④中学生・高校生の1日の平均読書時間【未達成】

YA（中学生・高校生）世代の読書活動の推進を重点施策分野としたため、1日の平均読書時間のうち「0分（読まない）」層の数値を **3分の1** 小さくすることを目標値に設定しました。

中学生・高校生の「読まない」と回答した割合は依然として改善されていません。豊島区読書活動に関する実態調査から見える理由として、・読書が好きと回答する子どもの減少・本を読む時間がない・読みたい本が無い・本を読むことに興味がないなどの要因が想定されます。

しかし、国・東京都の不読率（※1か月に一冊も本を読まない子どもの割合）を参照すると、豊島区のみ課題でなく、中学生・高校生の不読率は全国的な課題となっています。

●中学生・高校生の1日の平均読書時間のうち「0分」の割合 目標値（%）

	基準値 (H26)	目標値 (R元)
中学校	20.3	13.5
高校生	37.4	24.9

●中学生・高校生の1日の平均読書時間のうち「0分（読まない）」の割合（%）

年度	R元	目標との差
小学生	7.4	—
中学生	26.9	13.4
高校生	35.4	10.5

出典：令和元年度「豊島区読書活動に関する実態調査」図書館課

⑤参考：国・東京都との不読率の比較

国・東京都は、豊島区と同様に、不読率の更なる改善を課題としています。以下のとおり豊島区と国・東京都の不読率を比較します。国・東京都・豊島区ともに、年齢が上がるにつれ、不読率の割合が大きくなっていることが分かります。また、高校生の不読率の割合が非常に高いことが

分かります。

豊島区は、第三次計画まで、不読率として、「1日の平均読書時間のうち「0分（読まない）」の数値を計画内に提示してきました。第四次計画以降、国・東京都と整合性をはかるため、不読率の基準を国・東京都の基準に合わせます。

●豊島区の小・中学校の不読率（1か月間の紙の本の読書冊数「0冊」）（％）

年度	H26	R元	
	紙電子の取扱い無し	紙のみ	紙＋電子
小学2年生	1.3	2.0	1.1
小学5年生		7.5	4.3
中学生	6.7	15.8	12.5
高校生	16.3	26.2	15.0

出典：平成26年度・令和元年度「豊島区読書活動に関する実態調査」図書館課

●国の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合）（％）

年度	H24	H29 (目標)	H29 (実績)	R4 (目標)
小学生	4.5	3.0	5.6	2.0以下
中学生	16.4	12.0	15.0	8.0以下
高校生	53.2	40.0	50.4	26.0以下

出典：「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」

●東京都の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合）（％）

年度	H25	H31 (目標)	R元 (実績)	R7 (目標)
小学2年生	2.6	1.8	2.9	1.3
小学5年生	5.4	3.8	4.2	2.7
中学2年生	13.2	9.2	9.9	6.6
高校2年生	31.8	22.3	30.6	15.9

出典：「東京都子供読書活動推進計画（第四次）」

※東京都の不読率の基準は、「電子書籍を含み、授業中に読んだものは含まない。教科書、学習参考書、漫画、雑誌、図鑑、写真だけの写真集・絵だけの絵本、画集は「本」に含まない。」としています。豊島区は、授業中に読んだものも含み、学習参考書・図鑑、漫画・コミック、雑誌は含みます。

(2) 第三次計画重点事業（第三次計画各課進捗状況）

第三次計画重点事業の成果は、以下の各事業成果から読み取れるよう、乳幼児・小学生・YA 世代への読書環境について、発達段階に合わせ一定程度整備することができましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続が不可能なものがありました。今後、社会情勢の変化の中でも事業継続ができるよう検討を進めていく必要があります。

(注) 所管評価…「A：想定以上」、「B：想定どおり」、「C：工夫や改善必要」、「D：未実施」「E：事業終了」

①重点分野 1 乳幼児の読書環境の充実の主な取組

●事業番号 5 【改善】

「乳幼児健診時の絵本の読み聞かせとブックリストの配布」

(図書館課・池袋保健所・長崎健康相談所)

◇実施状況

	目標値	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	16 回	0 回
所管評価		A	B	B	C	D

- ・R 元年度は、池袋保健所移転に伴いパパママ準備教室での実施が困難だった。
- ・R2 年度は、ブックリストの配布は実施したが、読み聞かせは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

◇今後の展開

- ・連携先と調整し、コロナ禍での実施方法等を検討する。

●事業番号 13 【改善】

「鬼子母神 Plus」における図書コーナーの設置（池袋保健所）

◇実施状況

	目標値	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	10 回
所管評価		B	B	B	C	C

- ・推薦図書を見た保護者が家庭で読むため書店に購入に行くなどの啓発効果がみられる。
- ・R 元年度は、子ども向け親子向けの本の展示が少なかった。
- ・R2 年度は、緊急事態宣言のため 2 回休止。

◇今後の展開

- ・本のジャンル冊数が充実したため、新たな書籍の購入は終了。
- ・限られたスペースの中で所有する書籍の紹介方法を検討する。

●事業番号46【改善】

「読みかせボランティアの養成と子ども施設への派遣」(図書館課)

◇実施状況

	目標値	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
講座研修実施	有無	研修実施	講座実施	講座実施	未実施	未実施
登録者数	60人	-	-	62人	53人	中止
新規登録者数	-	-	18人	13人	-	0人
所管評価		B	B	A	C	D

※講座…ボランティア養成講座、研修…フォローアップ研修

・R元年度は、前年度登録者数が目標値に達したため養成講座休止。

・R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止。

◇今後の展開

・コロナ禍における事業展開を検討する。

②重点分野2 小学生の読書環境の充実の主な取組

●事業番号34【達成】

「オリンピック・パラリンピックに関連づけた読書活動の推進」(図書館課)

◇実施状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
所管評価	C	B	B	B	B

※目標値：区立小・中学校と図書館が連携して実施

年度	実施内容
H28	選書会議で関連図書の収集を行った。今後企画展示の開催、読書活動に結び付ける。
H29	3館で企画展示各1回実施。1,000日前イベントとして関連図書のブックリストを作成した。
H30	全館で関連図書の特集展示とブックリスト55部を配付した。
R元	全館で関連図書の特集展示を実施した。
R2	全館で関連図書の特集展示とブックリスト55部を配付した。

◇今後の展開

・継続実施

●事業番号 59 【改善】

「読書通帳の配布」(図書館課)

◇実施状況

	目標値	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
配布館数	全館	準備	2館	2館	2館	2館
読書通帳	-	準備	749冊	255冊	299冊	108冊
所管評価		D	B	C	B	C

- ・H28年度は、29年度実施に向け検討、準備をした。
- ・H30年度は、前年度配布数の50%以下に減少。イベント開催時の配布や周知方法の検討が必要である。
- ・R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による休館や閉館時間の短縮による来館者数減に伴う配布数の減。

◇今後の展開

- ・継続実施(休館・開館時間短縮等の対応検討)

●事業番号 70 【達成】

「学校図書館への区立図書館司書の活用」(図書館課)

◇実施状況

	目標値	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
小学校	21校	21校	22校	-	-	-
中学校	-	1校	8校	-	-	-
所管評価		A	B	E	E	E

- ・H29年度に区立小・中学校全校に区立図書館司書を配置した。
- ・H30年度に文化商工部図書館課から教育部指導課へ図書館司書を移管した。

◇今後の展開

- ・事業終了

③重点分野 3 YA世代(中学生・高校生)の読書環境の充実の主な取組

●事業番号 68 【改善】

「YA向け読書活動促進行事の実施(仕掛け絵本を知るワークショップ)」(図書館課)

◇実施状況

	目標値	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
実施回数	1回	1回	3回	1回	1回	0回
所管評価		C	B	B	B	D

- ・H28年度は、参加年齢層が対象より高年齢化傾向であった。中高生への読書活動の動機付けとして各種行事を開催した。

- ・H29年度は、Y A対象の講座、講演、Y Aフェスタを実施。
- ・H30年度・令和元年度は、ポップアップカードワークショップを実施。
- ・R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施なし。

◇今後の展開

- ・コロナ禍における事業展開を検討

●事業番号73【達成】

「図書委員会活動の活性化による読書活動の強化」(指導課・中学校)

◇実施内容

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
所管評価	B	B	B	B	B

年度	実施内容
H28～ R2	<ul style="list-style-type: none"> ・学級文庫として図書委員おすすめ本10冊を教室置きにし、委員会の度入れ替えをした。 ・図書委員会でしおりを作成し、本を借りた人、または上半期下半期などでクラスの中で一番多く借りた人などに、プレゼントした。 ・国語科の授業でおすすめの本を紹介や、よく本を読んでいる人を紹介した。 ・本にブックマークをつけ、生徒用に和紙でカバーやしおりを作成し、朝読書用のクラス設置本を毎月選んで入れ替え、ポスターやポップを作成し校内に掲示した。
R元	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、図書館だよりを発行した。その中で図書委員のおすすめ本を紹介した。
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室の本の表紙に本の紹介カードを貼り、本への興味関心が高まる工夫を行った。 ・読書週間に図書委員がブックトークを行った。 ・昼の放送で本の紹介をした。 <p>※学校により一部縮小</p>

◇今後の展開

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手洗い・消毒・ソーシャルディスタンスを徹底する他、感染状況に応じ中止をしている学校では徐々に再開していく。

●事業番号74【達成】

「プライベート読書時間の設定」(指導課・中学校)

◇実施内容

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
所管評価	B	B	B	B	B

- ・一定の時間や時間帯を読書の時間と決めて読書した。
- ・図書館担当教員や図書館司書等が、学期ごとに1回図書だよりを発行した。

◇今後の展開

各学校の状態に応じて継続実施していく。

●事業番号75【改善】

「YA向け読書活動促進行事の実施（ビブリオバトル）」（図書館課）

◇実施内容

	目標値	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
実施回数	1回	1回	2回	1回	1回	0回
所管評価		C	A	B	B	D

・H28年度は、ポップアップカードのワークショップを開催した。参加年齢層が対象より高年齢化傾向であった。中高生への読書活動の動機付けとして各種行事を開催した。

・R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施なし。

◇今後の展開

・コロナ禍における事業展開の検討

(3) 第三次計画事業に新型コロナウイルスが与えた影響

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、半数以上の事業が実施できませんでした。しかしながら、コロナ禍の事業継続のため、実施方法を工夫し実施した事業やコロナ収束後の展開等を含め事業実施方法等の検討を進めている事業がありました。

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業実施できなかった要因

項目	事業数
影響なし	33
施設要因で未実施（施設閉鎖により実施不可・広い施設が用意できなかった等）	41
人的要因で未実施（コロナの影響で講師から断られた・テレワークで人員確保ができなかった等）	6
備品要因で未実施（会場に設置すべき消毒液、パーテーション等が用意できなかった）	2
その他の要因で未実施	10
合計	92

●コロナ禍での事業継続の検討事例等

- ・大規模イベントの実施はせず、読書週間や読書感想文コンクールの実施等により読書活動を推進する。
- ・講習会のオンライン化を検討する。
- ・人を集める事業から良書をおたより等で紹介する発信事業へ変更する。
- ・電子書籍等新しい媒体を利用するメリットデメリットを検証する。

- ・紙媒体資料を活用し、知識を共有し資質の向上を図った。
- ・来館しなくても点字図書の製作が継続できるような運用を検討する。
- ・図書ネット便の活用を推進する。

(4) 第三次計画事業とSDGs関連

第三次計画事業をSDGsの各目標との結び付けをしました。17の目標のうち、7の目標に該当しました。「本」は全ての目標を学ぶことができる資料です。あらゆる目標とを「本」と結びつけ、子どもが読書をしながらSDGsのより深い知識・理解を習得できるような取組を進めています。

●SDGsの各目標に該当する事業数

SDGsゴール		事業数
3	すべての人に健康と福祉を	7
4	質の高い教育をみんなに	90
5	ジェンダー平等を実現しよう	3
10	人や国の不平等をなくそう	1
11	住み続けられるまちづくりを	2
12	つくる責任つかう責任	1
17	パートナーシップで目標を達成しよう	2

(5) 豊島区読書活動に関する実態調査の結果

5年に1回「豊島区読書活動に関する実態調査」を実施し、区民の読書活動の実態の把握や、図書館の利用状況等を把握し、図書館運営、計画策定等の基礎資料としています。

①調査概要

「豊島区読書活動に関する実態調査」(調査I) 令和元年9月に実施

豊島区子ども読書活動推進計画の効果を検証し、次期計画策定の基礎資料とします。

	配付数	回答数	回収率
小学2年生	560人	560人	100%
小学5年生	587人	587人	100%
中学2年生	568人	568人	100%
高校2年生	599人	599人	100%
保護者	2,314人	750人	32.4%

②読書の意識・実態

●読書が好きかどうかについて

	平成26年	令和2年
小学2年生	90.0%	88.0%
小学5年生	88.6%	86.5%
中学2年生	47.6%	30.6%
高校2年生	44.7%	30.6%

前回調査と比較し、読書が好きの割合が減少傾向にあります。中高生はその減少幅が顕著です。反面、高校生の不読率は少しではありますが減少しているため（37.4%から35.4%）、読書環境整備が整わなくなる等負の外的要因が発生した場合、不読率が増加する可能性が高いと言えます。

●本を読みしてみようと思うきっかけ

小学2年生	1位	学校図書館や地域の図書館で気になった	49.6%
	2位	本屋さんなどで気になった	46.4%
	3位	ドラマ、映画、アニメなどの原作	38.0%

小学5年生	1位	本屋さんなどで気になった	51.3%
	2位	ドラマ、映画、アニメなどの原作	46.0%
	3位	学校図書館や地域の図書館で気になった	38.5%

中学2年生	1位	ドラマ、映画、アニメなどの原作	49.3%
	2位	書店などで気になった	42.8%
	3位	大人（家族や先生など）からすすめられた	25.9%

高校2年生	1位	書店などで気になった	49.7%
	2位	ドラマ、映画、アニメなどの原作	44.6%
	3位	学校図書館や地域の図書館で気になった	24.7%

書店・図書館のみならず、映像メディア等による影響が大きいため、今後原作本活用による読書環境の整備を検討していく必要があります。特に中学生を対象としたドラマ・映画・アニメなどの原作を活用した事業実施が効果的であると言えます。

●読書をする理由

	小学 2年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生
楽しむため	72.7%	77.2%	74.6%	83.6%
興味・関心、知識を高めるため（※1）	48.6%	28.6%	30.8%	27.5%
課題について調べるため（※2）	24.6%	19.6%	13.4%	17.0%
親や先生にすすめられたから	22.7%	16.5%	12.5%	4.8%
友だちが読むから	23.2%	11.4%	7.4%	2.8%

※1 小学生の設問は「気になる事やわからないことを調べるため」

※2 小学生の質問は「宿題について調べるため」

小・中・高校生ともに、「楽しむため」が7割以上を占めています。学年が上がるにつれ、調べ学習としての「本」を活用する率が減少しています。また、第三者からの影響も学年が上がるにつれ減少傾向となっています。

●『物語・書籍・絵本』を読まない理由

	小学 2年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生
読みたい本がなかったから	33.3%	46.9%	44.9%	38.3%
本を読むことに興味がないから	12.5%	33.6%	43.4%	33.4%
文章を読むこと、字を見ることが嫌いだから、面倒だから（※1）	16.7%	17.7%	22.9%	14.1%
本を読む時間がなかったから	12.5%	14.2%	19.0%	37.6%
どれにもあてはまらない	25.0%	17.7%	4.9%	6.4%

※1 小学生の設問は「文字を読むことや、文字を見ることが嫌いだから、めんどうだから」

どの層も「読みたい本がなかったから」が3割以上をしめています。小学5年生以降は「本を読むことに興味がないから」の割合が3割以上と小学2年生の1割と比較すると急増しています。また、高校生は、「本を読む時間がなかったから」の割合も高い状況です。

今後、「読書が好き」な層を増加させる取組と「本を読む時間（環境）」の状況を分析し、「時間が無い」を理由として読書離れをした層が時間を確保できるようになった際に自発的に読書に戻ってくることができる環境整備の検討が必要となります。

③読書時間とその他の行動時間

中学生・高校生を対象に「読書時間とその他の行動時間」を調査した結果、中学生は多い順に、「インターネットをする」「テレビやDVDをみる」「勉強や宿題をする（塾含む）」となりました。

中学生の不読者は「インターネットをする」「ゲームをする」「スポーツなどの体を動かす」の順となり、高校生は、「インターネットをする」「スポーツなどの体を動かす」「テレビやDVDをみる」の順となり、高校生の不読者は「スポーツなどの体を動かす」「インターネットをする」「SNS（通話アプリ）やメールなどをする」

の順となりました。また、中高生ともに、「本・マンガ・雑誌などを読む」は最下位となりました。

平成 26 年実施の前回調査と比較して、「インターネットをする」は中学生・高校生ともに増加（中学生 35.4 分、高校生 41.4 分の増）しており、「本・マンガ・雑誌などを読む」の時間は中学生では 9.1 分減少し、高校生では 3.8 分の増となっています。

④学校での読書活動の充実について

保護者に対する「子どもの読書促進に効果的と思う環境」として挙げられた回答は、2 番目に、「学校での読書環境を充実させる」、「学校図書館と公共の図書館の連携を強化する」が 3 番目に効果的となりました。（1 番目は、「家庭での読書環境を充実させる」。）

保護者は、家庭での読書環境の充実に次いで、学校での読書環境の充実や学校と区立図書館の連携の強化が読書活動の充実に効果的と考えていると言えます。

⑤家庭での読書環境整備の充実について

第三次計画では、保護者や家庭に対する子ども読書活動の意義や大切さの普及・啓発のため、7 つの重点事業を実施しました。

実態調査の結果からは、小・中学生の保護者は、「子どもの読書促進のために普段行っていること」の設問の中で、「他のこと（テレビ、ゲーム、インターネット、SNS など）をする時間を制限する」割合が減少し、「読書をする習慣をつけさせる」「本の読み聞かせをする」といった読書を働きかける割合が増加しています。一方、高校生の保護者は「子どもがほしいという本を買う」は増加しましたが、その他の取組については減少傾向にあります。

周りの生活環境が成長とともに急速に変化していく子どもの読書活動推進に対して、子どもの発達段階・社会情勢に合わせた家庭での取組が引き続き必要です。

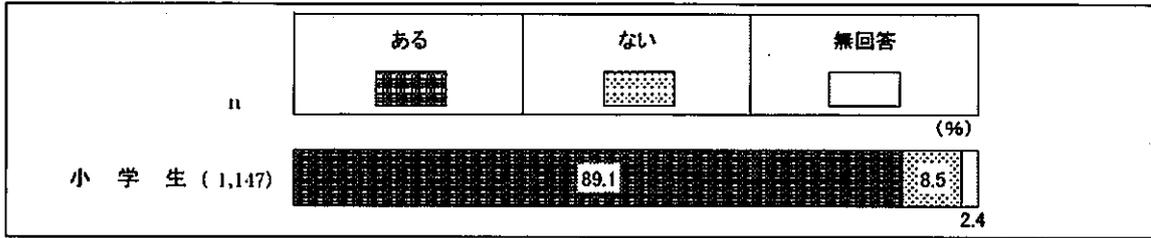
また、保護者のみでなく友人・先生・地域・図書館等と役割を明確にし、相互に補完し合う取組の検討も今後も必要となっています。

⑥地域の図書館の利用について

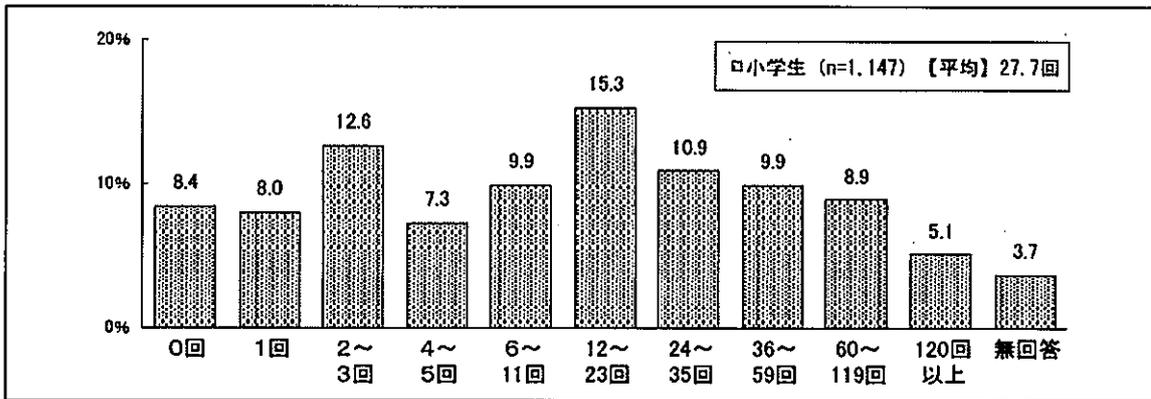
地域図書館の利用について各調査項目からも分かるように、中学生高校生の「地域の図書館に行かない」と回答する層が小学生と比較し、急増しています。

また、利用しない理由の中で、利用する理由がないから利用していない層が、8 割を超えています。第四次計画では、子どもが図書館を利用したいと思えるような取組を推進していく必要があります。図書館を利用しない層に対しての働きかけには、学校や子ども関連施設・地域や家庭の協力が不可欠です。

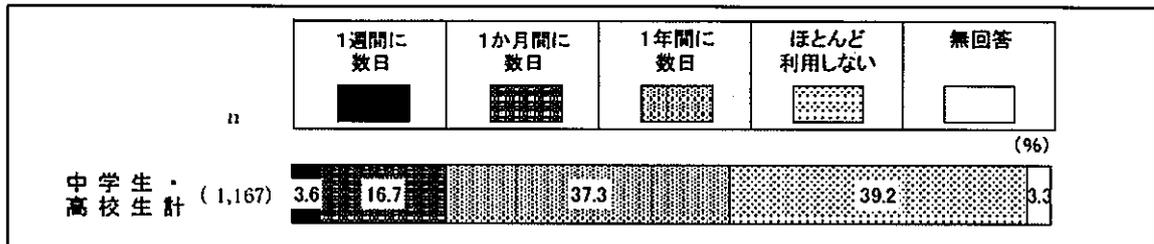
●地域の図書館の利用経験（小学生のみ）



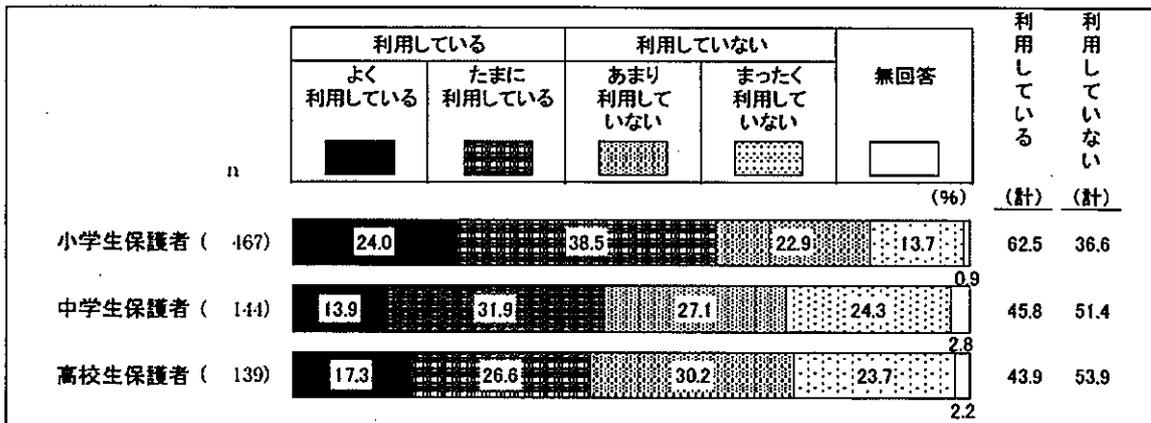
●地域図書館の1年間の利用回数（小学生）



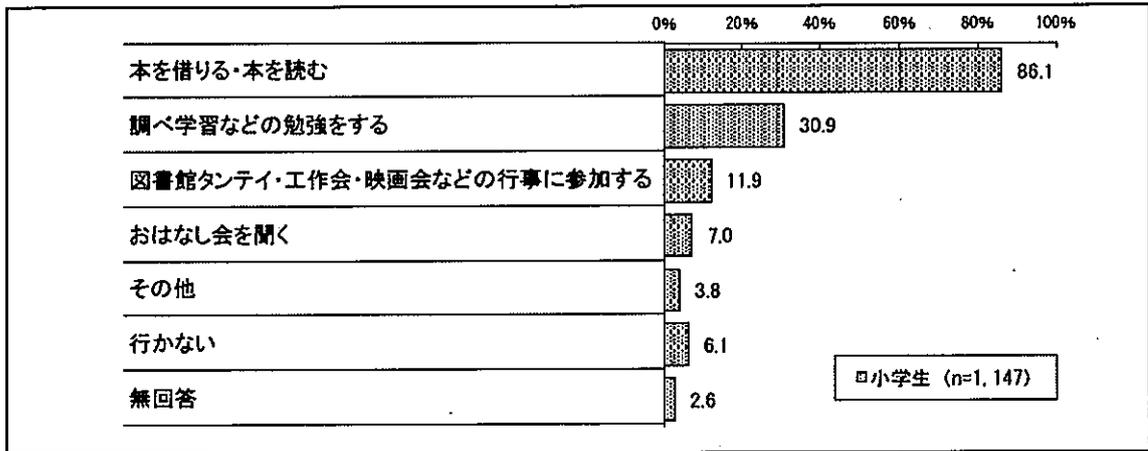
●地域図書館の過去1年間の利用頻度（中学生・高校生）



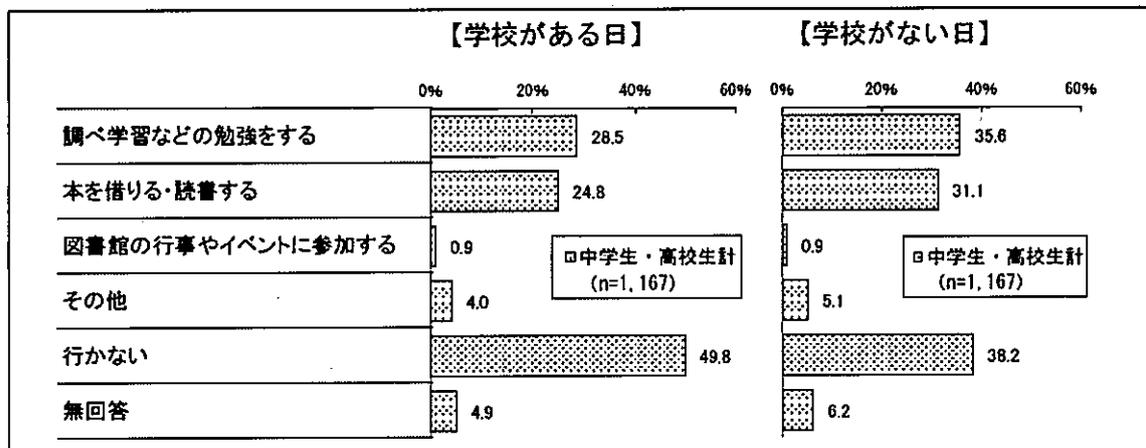
●保護者自身の地域の図書館の利用頻度



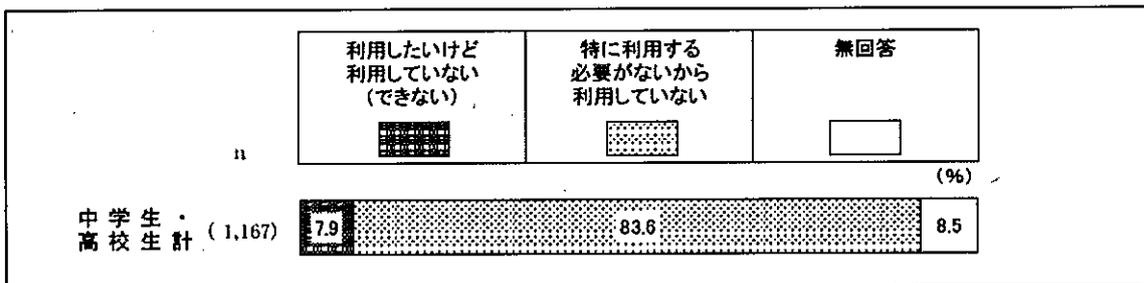
●地域図書館の利用目的（小学生）



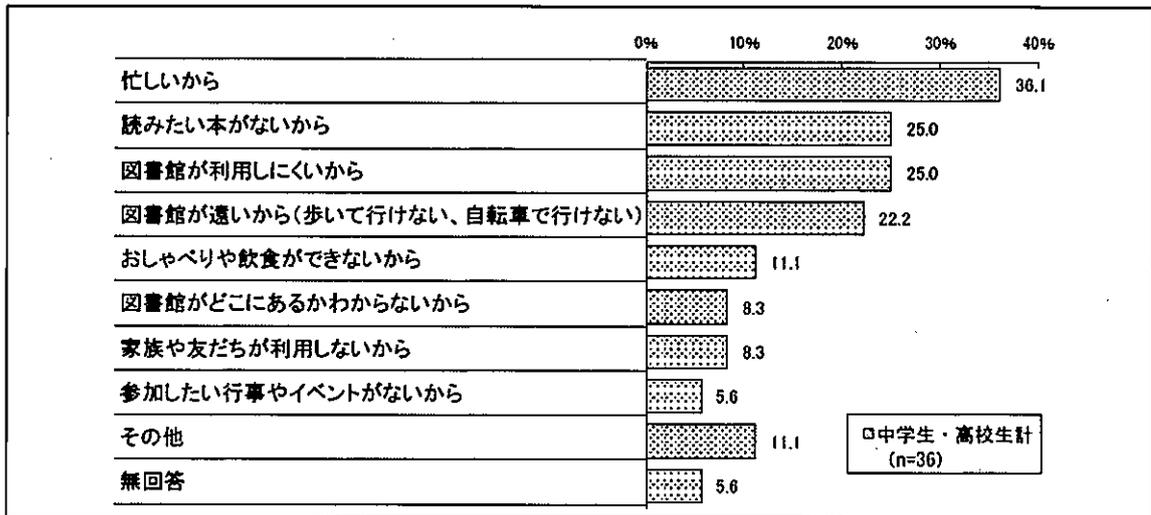
●地域図書館の利用の目的（中学生・高校生）



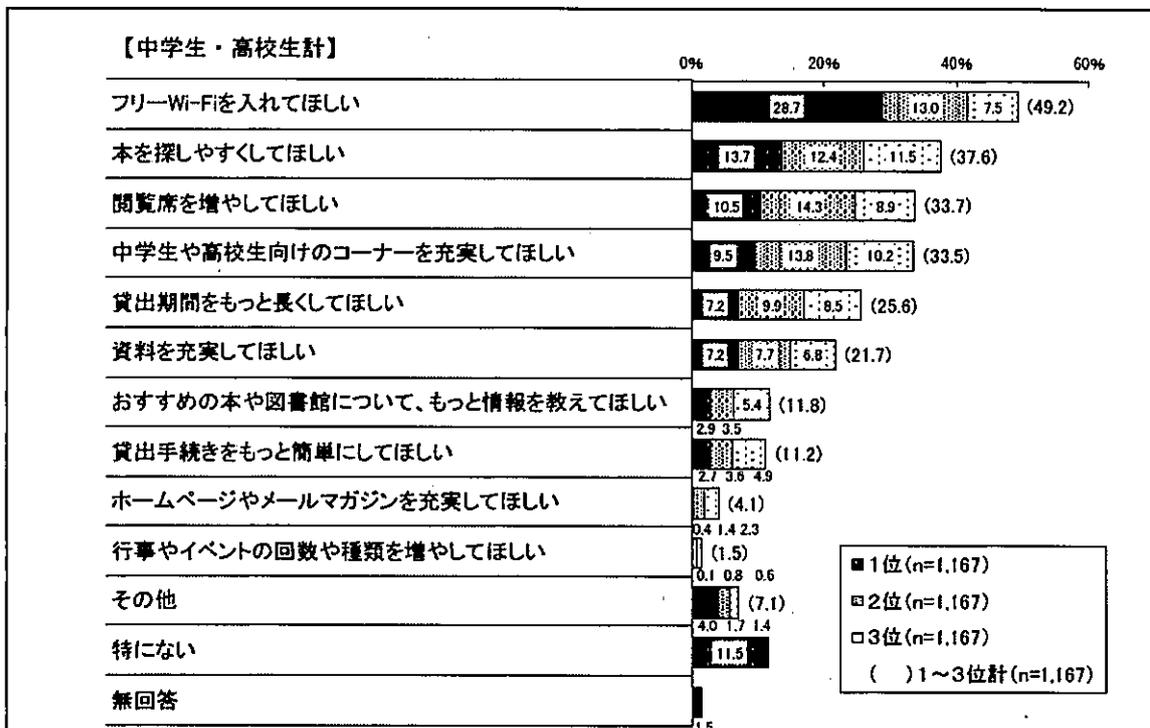
●地域図書館を利用しない理由（中学生・高校生）



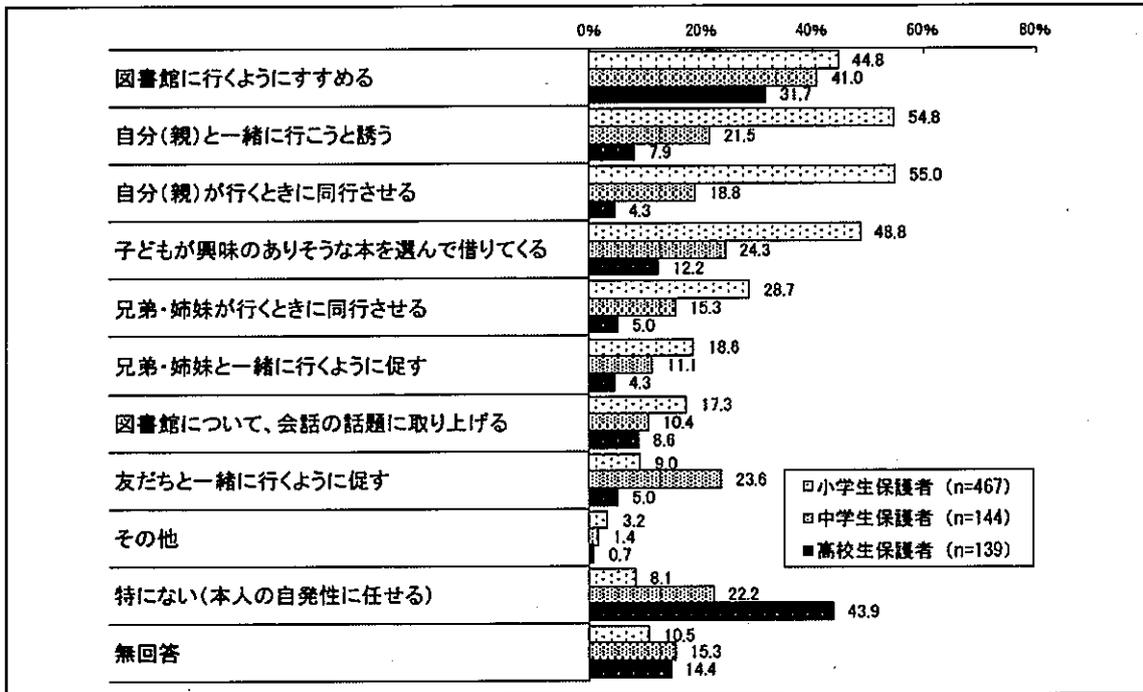
●地域図書館を利用したいが利用してない（できない）理由（中学生・高校生）



●地域図書館の改善点・要望（中学生・高校生）



●保護者が子どもの地域の図書館利用のために普段行っていること



第3章 第四次に向けて

1 第四次にむけての課題

(1) 不読率の改善

令和元年9月に実施した「豊島区読書活動に関する実態調査（以下「区実態調査」という）」によると、豊島区の一日の平均読書時間を「0分」と回答した割合は、小学生7.4%、中学生26.9%、高校生35.4%となり、平成26年度調査と比較し、（小学生4.6%、中学生20.3%、高校生37.4%）依然として中学生・高校生の不読者の改善が見られません。

しかしながら、不読率の更なる改善は、国・東京都の課題からも分かるように、全国的な課題となっています。第四次計画策定に向け、社会状況の変化や子どもを取り巻く環境の変化等を考慮しながら不読率を改善するための読書活動を推進する施策が重要となります。

(2) 社会情勢の変化への対応

① デジタル化

デジタル化が進み、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しており、子どもの読書環境にも大きな影響を与えています。「区実態調査」では、中高生の1日の行動時間（平均時間）について、「インターネットをする」が中学生95.2分高校生87.0分と最上位となっています。

② 新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式等の変化

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活環境の変化があり、子どもを取りまく学習環境、読書環境も変化し、電子書籍への注目やオンライン教育が推進されています。

第三次計画で提示した計画事業についても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施不可能となったものが多く、今後の計画事業等を実施するにあたり、感染症等の要因があっても事業実施が可能な代替案等を想定し、読書活動推進の持続可能な取組を進めていく必要があります。

③ SDG s 推進に向けた取組

令和2年7月に豊島区は、「SDG s 未来都市」「SDG s 自治体モデル事業」に内閣府から選定されました。また、世界的にも、「SDG s」達成の取組の拡大、加速化を目的とした「行動の10年」が令和2年にスタートしました。

図書館には、「①2030アジェンダのビジョンと目標に関係する図書と人々の出会いをつくる読書推進のための資料の収集、②あらゆる世代が知識を深めることができる事業を実施し、図書資料と結び付け個々の学びをより深め、それをさらに集団の学びへとつなげていく、③行政情報とSDG sの最新情報を提供し、地域における政策の実現を支援し、目標達成の強靱なパートナーシップ形成に貢献する」役割があります。

未来を担う子どもたちが、読書からSDG sに対する知識をより深め、自らゴールに向かって行動に移せるよう、学校・子ども関連施設・地域・保護者等と連携しながら施策を進めていく必要があります。

2 第四次計画に向けて

(1) 不読率の改善への取組

全国的な課題となっている不読率について、第四次計画では、本を読む習慣が無い子どもを対象とし、読書の意義、図書館の活用方法等を積極的に周知していきます。

そのためには、第三次計画まで取り組んできた図書館や他の施設等での環境整備を継続しつつ、図書館では直接働きかけが難しい「本を読む習慣が無い子ども」「図書館に来館しない子ども」たちへの周知を区の子ども関連施設等と連携して進めていく必要があります。

特に、中・高校生の不読率は全国的な課題となっています。豊島区においても、1年間に地域の図書館をほとんど利用しないと回答した中学生は39.8%、高校生は38.6%となっており、小学生の8.4%に比べると図書館に来館しない子どもの割合が多くなっています。（「豊島区読書活動に関する実態調査」令和元年9月実施）

第四次計画では、中・高校生のニーズや生活環境を把握し、中高校生にも使いやすい、利用したいと思える図書館にしていきます。

また、「本が好きと回答する子ども」には、知的好奇心をより深め、読書習慣の定着につながるよう環境整備を進めていきます。

(2) 子ども関連施設・地域・保護者等への理解・啓発

第三次計画まで、区立図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関の役割を明確にし、地域社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

先に掲げた豊島区の課題に取り組むため、あらゆる主体との連携をより一層強め、社会状況の変化に柔軟に対応できる環境づくりを進めていく必要があります。

そのためには、「読書環境の実態」「読書の意義」「図書館の取組」を各主体へ周知し理解を深めてもらい、各主体の積極的な読書活動推進の取組への参画を促していきます。

デジタル化の進展や感染症の影響等変化の激しい社会の中で、あらゆる主体と協働し、あらゆる場所で子どもたちが「本」「読書」に触れる機会を増やし、子どもが主体的に学んで、各々が必要な情報をどこでも手にすることができる「誰一人とり残さない」子どもの読書環境整備を進めていきます。

そして、子どもが、一人ひとりの読書スタイルを形成し、たくさんの「本のともだち」をつくり、その友だちとともに、自分の将来に夢を持ち、自己実現を図ることにつながる第四次計画を策定します。

今後の第四次の取組により、「読書が好き」と肯定的に思える子どもの層が増えることにより、全国的な課題でもある不読率の改善につなげていきます。

— 第四次計画 —

第4章 基本的な考え方

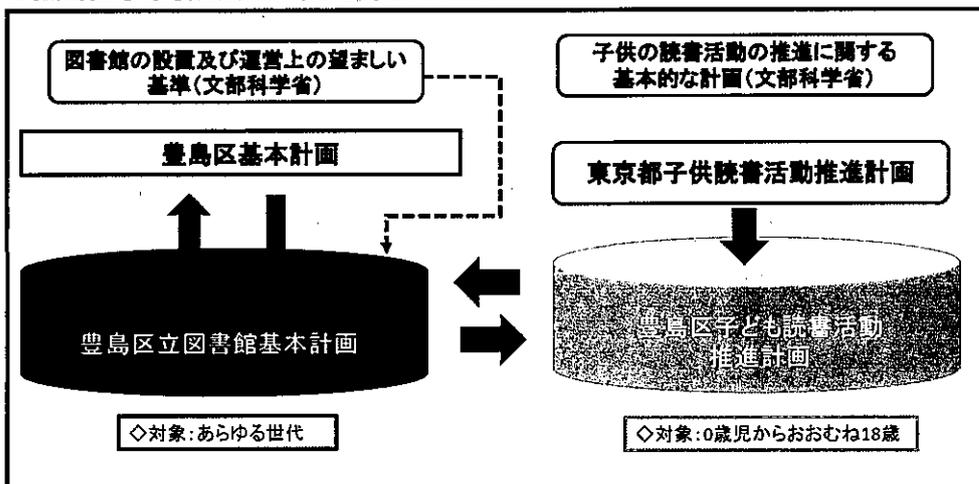
1 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び東京都の「子供読書活動推進計画（第四次）」を基本に、法の趣旨および豊島区の状況を踏まえた法定計画として策定します。

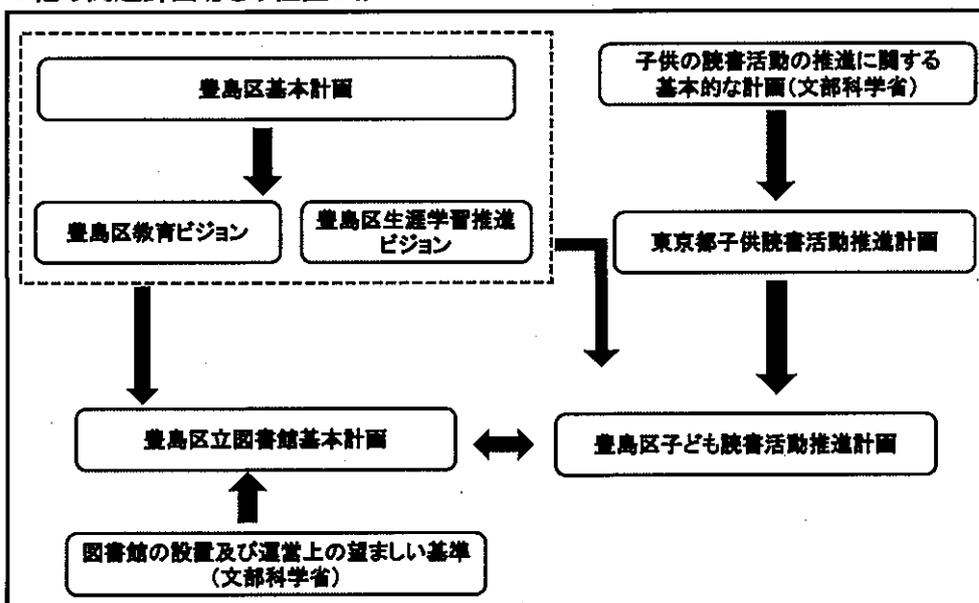
また、「豊島区基本計画」「豊島区教育ビジョン」「豊島区立図書館基本計画」「豊島区生涯学習推進ビジョン」「豊島区子ども・若者総合計画」との整合性を図り、子どもの読書活動推進分野における総合的な計画として位置づけます。

なお、豊島区基本計画の多様な生涯学習活動への支援のための豊島区立図書館の方策を示す「豊島区立図書館基本計画」の0歳児～概ね18歳を対象とした読書活動については本計画が補完します。

●豊島区子ども読書活動推進計画の体系



●他の関連計画等との位置づけ



2 計画の基本方針

(1) 計画の理念

「一人ひとりの子どもが素晴らしい本と出会うことで、読書の魅力を発見する機会を提供し、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた読書機会の提供と読書環境の整備を図る」という第一次から第三次計画の理念、目的を引き継ぎます。

それに加え第四次計画では、「『本がつなぐ人と人』の循環で『区民が自ら本に手を伸ばす』生涯学習の場を創造」を基本理念とします。豊島区立図書館基本計画と基本理念を同じくし、相互に補完し、子ども読書活動推進のための施策や方向性の取組を示すものとします。

また、サブ理念に、「すべての子どもが素晴らしい本と出会える読書環境を目指して」を設定し、基本理念の生涯学習の場を、本計画では、子どもの読書環境の場として明確に定めます。

●基本理念

「本がつなぐ人と人」の循環で「区民が自ら本に手を伸ばす」生涯学習の場を創造

●サブ理念

すべての子どもが素晴らしい本と出会える読書環境を目指して

(2) 計画の目的

国や東京都の第四次推進計画、昨今の読書にかかわる動向を踏まえ、次の4点を本計画の目指すものとします。なお、各項目の詳細については、「第5章 計画が目指すもの」で説明します。

- ①乳幼児期からの読書基盤の形成
- ②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- ③特別な配慮を必要とする子どもの読書環境整備の推進
- ④読書の質の向上

(3) 対象となる子どもの年齢

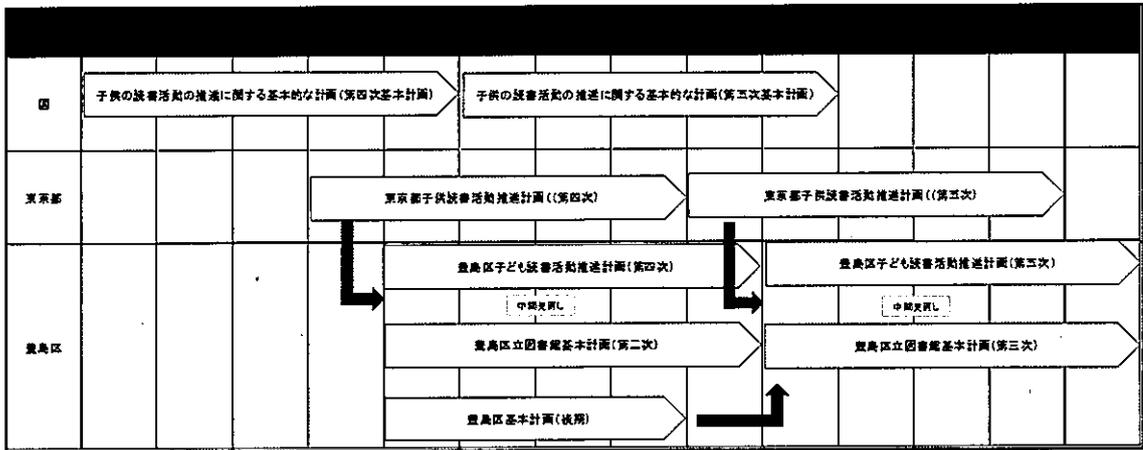
0歳からおおむね18歳までを対象とします。

3 計画期間

令和4年度から令和8年度の5年間とします。

東京都の計画を豊島区の計画へ反映するため、都が計画策定後、都の計画と社会情勢の変化を検証し、第四次計画終了年に改定をします。また、計画期間途中必要に応じて中間見直しを実施します。

●国・東京都・豊島区の計画期間



第5章 計画が目指すもの

1 計画の目的

東京都の第四次計画の目的を基本とし、豊島区の現状を検証し区の状況に沿った目的を4項目に掲げていきます。

(1) 乳幼児期からの読書基盤の形成

国と東京都の第四次計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までの読書習慣の形成が不十分」であるとしています。豊島区でも、令和元年に実施した「豊島区読書活動に関する実態調査」の結果、1か月の読書冊数を「0冊」と回答した不読率の割合は増加傾向であり、国と東京都が目指す不読率の「半減」には届きません。小学生に比べ中高生の不読率は依然として改善されず大きな課題となっています。（※不読率の比較は、「P10 第2章第三次計画の取組と成果 2 第三次計画の成果」参照）

第三次計画では「中高生の読書活動支援」を重点に置きましたが、第四次計画においても、引き続き中高生の不読率を改善するため、乳幼児期からの発達段階に応じた読書環境の形成に取り組んでいきます。乳幼児期から本、文字に触れることにより、小学生、中学生と子どもが成長する過程で、発達段階に応じた文字活字を自然と受け入れられる基礎づくりをします。

また、学校、図書館、子ども関連施設、地域、家庭等の役割を明確にし、ともに基盤形成に取り組んでいく必要があります。そのため、図書館はあらゆる主体に対する読書活動への理解・啓発をより強化し、図書館を基軸として横断的に施策を展開していきます。

(2) 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領には、言語能力の育成を図るために、言語環境の整備及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が謳われています。

「豊島区教育ビジョン 2019-豊島区教育振興基本計画（第Ⅱ期）-」において、激しく変化するこれからの社会を生きる子どもたちが志高く未来を開拓していくために必要な資質・能力を確実に育む教育の実現のため、読書活動が重要な取組のひとつとなっています。

また、学びの基礎・基本の徹底を進める施策として、学校図書館の充実を掲げています。

① 学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進

国の計画において、学校全体での読書活動の推進に加え、子どもの読書環境をより充実させるため、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化することが重要であるとされています。

豊島区では、多くの学校が学校経営方針に読書活動の推進を位置付け、小・中学校入学前の幼稚園から読書活動を推進する取組を進めています。また、読書活動推進のための指導計画を全幼稚園・小・中学校が有しており、それに沿った「読書週間」「読書月間」等の取組が行われています。

今後もあらゆる主体との連携を強化し、学校における言語活動や探求活動の場としての読書活動を、主体的・対話的で深い学びに効果的につなげていきます。また、学校図書館の「学習情報センター」機能を高め各教科等の特質に応じて、学校図書館を計画的に利用していきます。

② 学習活動における学校図書館の利活用

国・東京都の計画において、学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な整備であり、①児童・生徒の読書活動や児童・生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童・生徒の学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③情報の収集選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しているとされています。

豊島区でも、第四次計画以降も引き続き、各教科等の学習活動で学校図書館を利活用する機会を増やしていくことが必要です。調べ学習や新聞を活用した学習などに加え、「グローバル化に対応した教育の充実」、「情報化に対応した教育の充実」さらには、「自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育の充実」をさせる取組に対しても積極的に学校図書館の利活用を促進します。

(3) 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境整備の推進

① 学校での読書環境の整備

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子どもが等しく読書ができるよう、学校、公立図書館等において個々の障害に応じたニーズを踏まえた読書環境整備の更なる推進が必要です。

なお、読書環境整備の充実にあたっては、障害以外にも、日本語を母語としない子ども、帰国・外国人児童生徒等、多様なニーズに配慮することも求められています。

「豊島区教育ビジョン 2019」では、「一人一人を大切にする教育の推進」を掲げ、誰もが互いに尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える共生社会を実現させることを掲げています。豊島区では、障害のある子どもと障害のない子どもが等しく充実した教育を受け、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育ができる環境整備をすすめ、多岐にわたる教育的ニーズに応えることができるよう連続性のある「多様な学びの場」の整備と充実を図っていきます。また、「多文化共生の推進」「積極的な社会参加の推進」として、日本語が話せないために学習活動に適應することが困難な児童・生徒を対象に日本語の習得を進め積極的な社会参加を促していきます。

上記を踏まえて、特別な支援を要する子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを把握し、学校での読書環境の整備を、図書館・関連施設・地域等が協力しながら進めていきます。

② 区立図書館での読書環境の整備

特別な配慮を必要とする子どもを対象としたサービスを引き続き実施し、障害の有無・日本語を母語としない等、誰もがアクセスできるよう、利用する子どものニーズを踏まえて、適切な環境を整えていきます。

- 特別な支援を必要とする子どもを対象としたサービスの内容 ※点字図書館に確認する

主体	内容
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者サービス <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け点字資料の収集・提供 ・子ども向け拡大資料の収集・提供 ・子ども向け録音図書・DAISY図書の収集・提供 ・子ども向けマルチメディアDAISY資料の収集・提供 ・手話または字幕付DVDの収集・提供 ・手話または字幕付おはなし会の実施 ・その他（さわる絵本・布の絵本の作成、提供、出張おはなし会） ▶ 日本語を母国語としない子どもへのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・外国語書籍（児童書）の収集・提供 ・図書館利用案内（児童向け・一般向け）の多言語化
学校図書館等	<ul style="list-style-type: none"> ・図書コーナーを特別支援教室に設置（小・中学校） ・ルビ付きの本・母語の本等の整備（小・中学校） ・外国語絵本のコーナーを絵本の部屋に設置（幼稚園）

（４）読書の質の向上

「豊島の子七か条（平成 23 年 12 月 28 日）策定」の第六条には、「読書にひたり、世界を広げ、知恵と心を豊かにしよう」とあります。子ども一人ひとりの興味・関心そして生活環境・発達段階に合った本を読める環境を整え、子どもが読書に喜びを感じ、自ら目的をもって本を手にし、考えを深め、仲間と共有する取組を促していきます。

① 読書の質の向上を通して豊島区が目指す子どもの姿とその効果

第四次計画では、読書活動を通して、豊島区の子どもが自ら未来を拓いていけるよう読書の質の向上を形成する読書の幅の拡大、読書に主体的にかかわる態度の育成を推進していきます。

豊島区が読書の質の向上を通して目指す 5 つの子どもの姿と、その子どもの姿がもたらす 4 つの効果掲げます。

【豊島区が目指す子どもの姿】

- 本へ親しみ、豊かな感性と知的好奇心を広げ、自分の思いを言葉で伝えられる子ども
- 読書を通じて多様な分野への興味関心を高め、新しい発見や知識を得ることに自ら意欲的に行動する子ども

【効果】▶▶▶発達に応じた子どもの感性・自主性・主体性の醸成

- 読書を通じて「多文化」に触れ、互いに尊重する気持ちを持ち、様々な角度から柔軟に物事を考えられる子ども

【効果】▶▶▶多文化共生への慣習

- 読書を通じて「情報を読み解く力」「情報を分析して判断する力」を身に付け、情勢の変化に柔軟に対応し、よりよい社会づくりに貢献できる子ども

【効果】▶▶▶確かな情報リテラシー（能力）の習得

- 自ら「学び（読書）の循環（わ）」に入っていく子ども（※）

【効果】▶▶▶地域コミュニティの活性化

※ 「学び（読書）の循環（わ）」P40 参照

② 豊島区が目指す子どもの姿を促進する取組

読書の質の向上を通して目指す子どもの姿を促進するため、以下の4つの項目を図書館が基軸となり、あらゆる主体と連携しながら子どもの自主的な読書活動を支援していきます。

項目	内容
読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも良書を手にとれる環境の整備 ・発達段階に応じた環境の整備 ・ICT環境との連携 ・他分野との連携による読書活動の拡張 (例：ゲーム・音楽・演劇・スポーツ等) ・読書の必要性・レベルの整理
子どもの参加の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場 ・子どもが本をもとに「意見を表明」「学びあう」場
子どもの感性の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・他者への思いやりや共感を育む（こころを育む） ・興味・関心や知識の幅を広げる ・自己肯定感を高める ・知識を習得し、考察力や応用力を身に付ける
読書習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの読書習慣を生涯の読書習慣へつなげる

「学び（読書）の循環（わ）」

豊島区生涯学習推進ビジョンでは、区民が主体の学びと活動の好循環を「学びの循環（わ）」とし、学びの場として区立図書館 7 館が定められています。（※ 1）

学びと活動の好循環を、①学びにより気づきや課題を発見し、課題を解決しようとして、活動を展開していく。②そして学ぶことにより解決策を考え活動し、また学ぶ、という循環がより確かな解決への道筋を明らかにしていきます。③こうした循環は、一人ひとりの中だけではなく、地域での循環もあれば、世代を超えての循環、立場や領域（分野）を超えてのつながりあい、さらなる循環を生み出していくとしています。読書もこの学びの中の一つであり、読書から子どもたちが社会で自立して生きるために必要な「生きる力（※ 2）」をあらゆる主体と共有しながら育てていくことが重要です。

これらのことから、第四次計画では、学びと活動の好循環を、「学び（読書）の循環（わ）」とし、読書活動に焦点を絞ります。豊島区立図書館の生涯学習の「学びの循環（わ）」の役割を明確にし、その循環を人づくり、地域づくりにもつなげていきます。

また、あらゆる課題や問題解決に積極的に取り組む人が読書を通じて育つことにより、自分の生き方や自分たちの住むまちをより良いものに変えていける力を生み出し、それを地域コミュニティの活性化につなげていきます。（「豊島区基本計画」より）

※ 1 学びの場を区立図書館 7 館と定めましたが、学校図書館とも連携し、学び（読書）の循環（わ）を促進していきます。

※ 2 「生きる力」（「豊島区教育ビジョン 2019」より）

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、完成を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のことをいいます。

2 計画の目標値設定

第三次計画までの取組成果や昨今の社会状況の変化からも分かるよう、図書館のみではなく、あらゆる場所で子どもが「本」に触れることができる環境整備の推進が必要とされています。

そのため、第四次計画以降は、第三次計画で目標値として設定していた図書館・学校図書館での貸出冊数ではなく、場所はどこであれ、本と実際に子どもが向き合っているか、読書を肯定的にとらえているかを数値目標とします。

（1）不読率の改善状況 ※最重要の数値目標（国・東京都と同様）

第三次計画では、中学生・高校生の 1 日の平均読書時間のうち「0 分（読まない）」の数値を 3 分の 1 小さくすることを目標としました。第三次計画終了時に、目標値に届かなかったため、第四次計画においても引き続き不読率の改善を目指します。

また、第四次計画の「不読率」は、東京都の「不読率」の基準に合わせ、東京都の中での豊島区の

状況を把握できるようにします。新たな指標となるため、東京都の第四次計画で掲げる数値目標を豊島区の第四次計画の目標値とします。

●不読率の 数値目標

	令和 8 年度まで
小学 2 年生	1.3%
小学 5 年生	2.7%
中学 2 年生	6.6%
高校 2 年生	15.9%

(参考)

国の目標値：平成 34 年度 小 2%以下、中 8%以下、高 26%以下

東京都の目標値：豊島区と同数値

※東京都の不読率の基準

1 か月に 1 冊も読まなかった子どもの割合。(電子書籍含む) 授業中に読んだものは含まない。教科書、学習参考書、漫画、雑誌、図鑑、写真だけの写真集・絵だけの絵本、画集は「本」に含まない。

※豊島区の不読率の数値目標設定

新たな目標値となるため、過去の実績と比較した目標数値設定ができない。参考として、令和元年度「豊島区読書活動に関する実態調査」の小・中学校の不読率(1 か月間の読書冊数「0 冊」電子書籍含む)を目標設定の基準として使用します。(東京都と異なり、授業中含む。教科書、学習参考書、まんが、雑誌、図鑑、写真だけの写真集・絵だけの絵本、画集も含む)

(2) 読書が好きかどうか

第四次計画では、「本がたぐ人」との循環で、「区民が自ら本に手を伸ばす」生涯学習の場を創造の基本理念のもと、計画を推進していきます。計画の推進のためには子どもが読書に肯定的な考えをもつことが望ましく、読書好きな子どもを増やしていくことが重要となります。

読書に肯定的な子どもは、自ら自分の生活スタイルの中に読書を取り入れようとします。そしてその結果が、子どもの読書活動の推進へとつながります。

そのため、第四次の数値目標として、「読書が好き」と回答する子どもの割合を設定します。小学生は 9 割以上、中学生・高校生は半分の生徒が肯定的な(好き、どちらかと言えば好き)となるように目標値を設定します。

また、今後、「なぜ読書を好きになったか?」「なぜ読書をしなくなったか?」の調査を「豊島区読書活動のかんする実態調査」にて実施し、読書を好きになるきっかけと、読書をしなくなる環境を把握し検証していく必要があります。

● 読書が好きな割合 数値目標

	令和 8 年度まで
小学 2 年生	90%以上
小学 5 年生	90%以上
中学 2 年生	50%以上
高校 2 年生	50%以上

● 参考数値 読書は好きかどうか

年度 (%)	H26	R元	
		「好き」「どちらか といえば好き」	好き
小学2年生	90.0	88.0	55.5
小学5年生	88.6	86.5	51.6
中学生	47.6	30.6	
高校生	44.7	30.6	

※平成 26 年度の調査は、小学生は「好き」「きらい」の二択。中学生・高校生は「好き」「どちらかといえば好き」「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の四択。

※令和元年度の調査は「好き」「どちらかといえば好き」「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の四択。

出典：令和元年度「豊島区読書活動に関する実態調査」図書館課

(3) 教育課程に読書活動の推進が位置づけられている割合

	令和 2 年度	令和 8 年度
幼稚園 (3 園)	33%	100%
小学校 (22 校)	77%	100%
中学校 (8 校)	100%	100%

(4) 学校や地域の図書館の活用頻度

第四次計画では、図書館の役割を明確にし、子どもがあらゆる場所で、より良質な本に出合える環境を整備していきます。そのため、子どもが学校や地域の図書館をどの程度活用しているのかを実態把握し、読書の意義を周知するために、図書館内での取組、図書館外での取組の展開の参考指標とします。

	令和 8 年度
小学校 (22 校)	100%
中学校 (8 校)	100%

第6章 具体的な取組・進捗管理報告

1 具体的な取組

(1) 施策の体系

第三次計画の状況をふまえ、第四次計画で提示した『『本がつなぐ人と人』の循環で『区民が自ら本に手を伸ばす』生涯学習の場を創造』するためには、各主体「学校」「図書館」「関連施設」「地域」「家庭」の役割を明確にしていく必要があります。

第四次計画の目指す「読書の質の向上」を進めることにより、自ら学習や生活に活かし、深く考え問題解決を図ろうとする子どもの姿勢である「課題解決・問題解決」につなげます。さらに、よりよい生き方、よりよいまちづくりに貢献しようとする「人づくり・地域づくり」にもつなげていきます。

その取組促進には、図書館のみならず、区内のあらゆる場所で「子どもの読書活動」に関係する主体（企業・団体・地域・家庭・行政・学校・図書館）が協力しながら横断的に施策を展開していくことが必要です。

事業を横断的に展開することで、子ども一人ひとりが自ら選択し、各々の成長段階に合ったカスタマイズ可能な独自の読書スタイルを形成し、小・中・高校生そしてそれ以降大人になっても読書を続ける持続可能な読書習慣の構築が可能となります。

さらには、子どもたちが築きあげた個々の読書スタイルを自ら他者へ発信し、共有する環境を整備することで、相互に高め合い、より発展した読書スタイルにもつなげていきます。

これらの展開は、個人の枠を超え、区全体の読書環境の発展へと広がり「誰一人取り残さない SDGs 未来都市」「国際アート・カルチャー都市」豊島区ならではの持続可能な読書活動の循環の構築に貢献します。

(2) 計画事業

第三次計画では、92の事業を計画事業として位置付けました。「乳幼児の読書環境の充実」と「小学生の読書環境の充実」「YA世代（中学生・高校生）の読書環境の充実」を重点分野として読書環境の整備を推進してきました。第三次計画までに、一定程度の読書環境が整ったため、第四次計画以降は、子どもたちが主体的に読書に関わるよう「読書の質の向上」に関連する取組を計画事業とします。

また、図書館が基軸となり、学校、子ども・生涯学習関連施設、地域・家庭等との連携が可能な事業を第四次計画事業として位置付けます。

① 各主体の役割

子どもが、主体的に読書活動に関わることを促すためには、読書に関心がある層に対する更なる発展的な取組と、関心が無い層に働きかける基礎的な取組が必要です。

● 図書館の役割

- ・あらゆる読書への興味関心の度合いに対応できる図書館内の環境を整備する

- ・図書館の外での読書環境の整備及び他主体へ環境整備を働きかける
- ・図書館内外へ読書活動の意義、読書活動の魅力等を啓発する人を育成する
- ・図書館を利用しない子どもへの読書活動の意義や図書館の利用方法や魅力等の周知をするため、他主体への理解啓発をする

● **学校・子ども・生涯学習関連施設・地域・保護者等（図書館以外の主体）の役割**

- ・図書館と協力し、各施設等に沿った読書環境の整備をする
- ・図書館と協力し、読書活動の意義や読書魅力を啓発する人を育成する
- ・図書館と協力し、図書館を利用しない子ども等への読書の意義を伝え図書館利用のきっかけをつくる
- ・図書館や関連施設等と協力し、家庭における乳幼児期からの読書活動を定着させる
- ・図書館が発信する情報を地域・家庭で共有し、子どもの読書に対する興味関心を高める

② **図書館が基軸となる計画事業**

第四次計画は、「読書活動の意義等の啓発」「環境整備」の2つの観点を意識し、各主体と連携して実施していきます。

令和4年度（第四次計画初年度）は、令和3年度の計画事業及び既存の図書館課の事業の中から、上記（1）で掲げた計画事業の方向性に関連する事業を計画事業に設定します。

今後の計画事業については、毎年度の進捗状況や社会情勢の変化等をもとに、事業内容を見直し再編します。

※読書活動の意義等の啓発・・・「啓発」と表示 ※環境整備・・・「環境」と表示

番号 観点	方向性・事業概要・令和4年度計画事業	連携可能 主体等
1 「啓発」 「環境」	<u>公民連携を活用した事業実施等図書館外での事業展開の推進</u> (概要) 百貨店・公園内カフェ等の民間企業との連携によるお話し会の実施等。図書館を多くの人に知ってもらい、図書館に來ない、來られない人に参加してもらうよう事業展開をする。	企業、 子ども・生涯学習 関連施設、 学校、 地域、 家庭
2 「環境」	<u>子どもの参加の場づくり</u> (概要) 図書館通信の紙面、図書館や学校図書館等の展示スペースを子どもの発表の場として活用する等、子どもが図書館に集まりたくなる環境を整備する。また、公共施設に限らず、企業、地域等の場の活用も促進する。	企業 子ども・生涯学習 関連施設、 学校、 地域、 家庭

3 「啓発」	<u>子どもの読書に関わる職員等の質の向上</u> (概要) 図書館職員、学校司書、子ども施設関係部署職員、ボランティア等を対象に講習会等を開催し、選書・レファレンス・事業企画のスキルを向上させる。	子ども・生涯学習 関連施設、 学校、 地域、 家庭
4 「啓発」	<u>読み聞かせボランティア等の養成・派遣</u> (概要) ボランティア等を積極的に養成し、子ども施設等への派遣を調整し、本の魅力を子ども・保護者に伝える。	子ども・生涯学習 関連施設、 学校、 地域、 家庭

③ 学校図書館が基軸となる計画事業

第四次計画では、「豊島区が目指す子どもの姿」の中に、自ら「学び（読書）の循環（わ）」に入っていき子どもを掲げ（P39 参照）、学校図書館、区立図書館を、「学び（読書）の循環（わ）」をつくりあげる「場」と位置づけています。学校・学校図書館と区立図書館の連携・協力体制を強化することにより、子どもの読書環境整備を進めます。

● 学校・学校図書館と区立図書館による連携事業の構築

子どもが図書館の本を借りる楽しみや図書館利用に興味をもつきっかけとなるよう、学校・学校図書館と区立図書館が連携し、子どもの読書環境整備のためのモデル事業を検討・実施していきます。また、モデル事業の成果を第四次計画期間中に検証するとともに、事業の本格実施をめざします。

④ 学校司書と図書館司書の地域に関する知識向上と情報共有

学校図書館と区立図書館司書は、地域に関する資料を収集するとともに、その活用を通じて、子どもたちが地域への興味、関心を深めるきっかけづくりに重要な役割を果たしています。

学校図書館、区立図書館の司書が地域の歴史や情報を積極的に収集するとともに、知識や情報を共有できる場づくりを進めます。

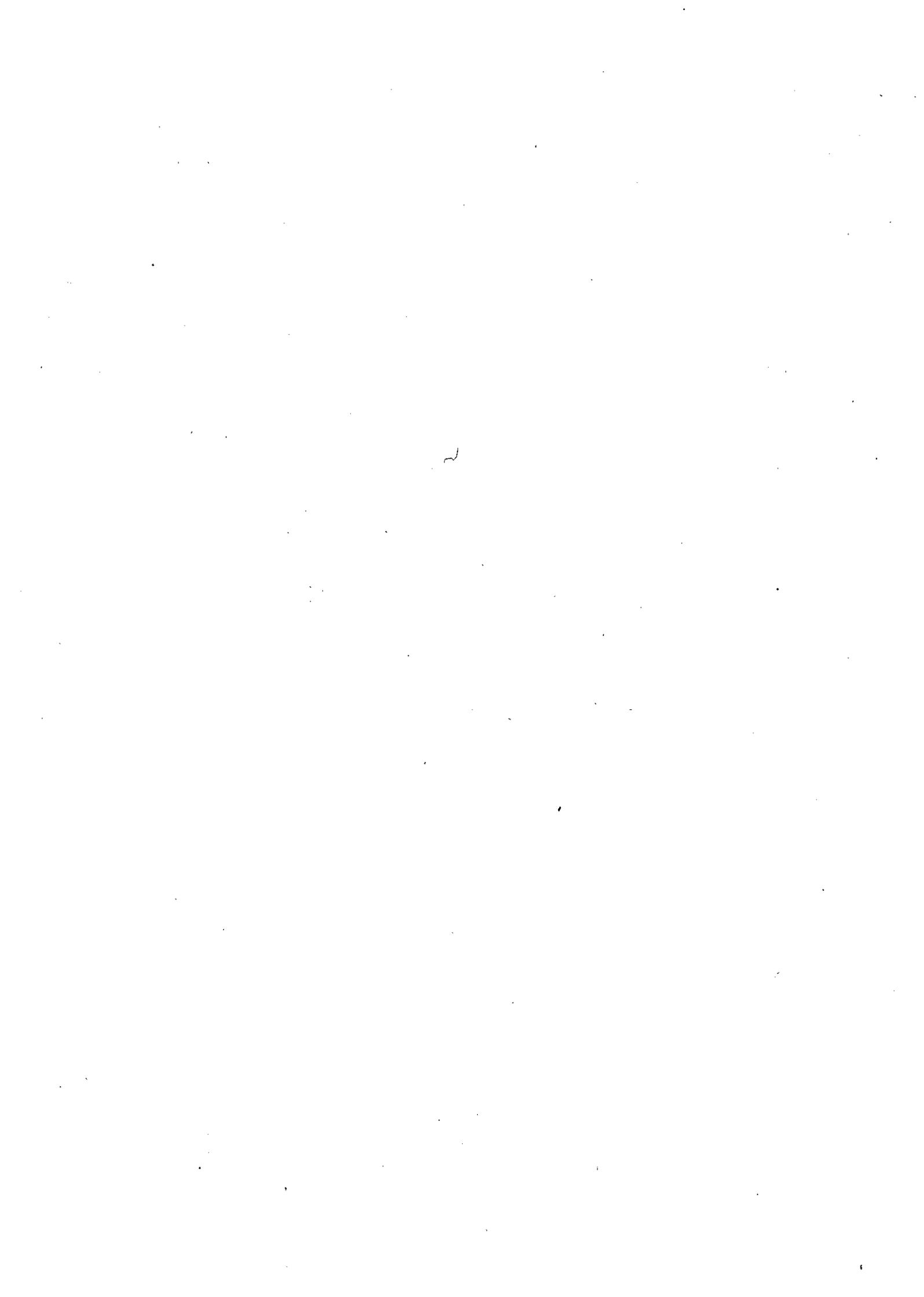
2 進捗管理・報告

(1) 計画事業の進捗管理・報告

毎年度、計画事業の取組状況を調査し、豊島区子ども読書活動推進会議、豊島区図書館経営協議会、豊島区教育委員会へ報告します。

(2) 計画数値目標の進捗管理・報告

第四次計画の数値目標である「小・中・高校生の不読率の改善」「読書が好きと回答する子どもの割合」については、5年に1回実施する「豊島区読書活動に関する実態調査」で調査・分析し、報告します。さらに、豊島区教育委員会で調査する数値を活用し、分析し、毎年度報告します。



— 資料編 —

■ 豊島区子ども読書活動推進計画（第四次）審議経過

豊島区子ども読書活動推進会議

回数	開催日	議題
第1回	令和3年6月14日	1 豊島区子ども読書活動推進会議部会の設置について 2 第三次計画の取組成果について 3 第四次計画に向けた現状と課題について 4 第四次計画の骨子（案）について 5 今後のスケジュールについて
第2回	令和3年8月6日	1 子ども読書活動推進会議部会の報告について 2 第四次計画の目指すもの「読書の質の向上」について 3 第四次計画事業について 4 第四次計画素案について 5 今後のスケジュールについて
第3回	令和3年10月26日	1 第四次計画素案について 2 今後のスケジュールについて
第4回		

豊島区子ども読書活動推進会議部会

回数	開催日	議題
第1回	令和3年6月28日	1 〈報告〉第1回豊島区子ども読書活動推進会議の決定事項について 2 第四次計画目標「読書の質の向上」について 3 第四次計画事業について 4 今後のスケジュールについて
第2回	令和3年7月14日	1 第四次計画目標「読書の質の向上」について 2 第四次計画事業について 3 今後のスケジュールについて

豊島区子ども読書活動推進会議（令和3年度）委員名簿

職	職名	氏名
会長	文化商工部長	小池章一
副会長	教育委員会事務局教育部長	兒玉辰哉
会員	区民部地域区民ひろば課長	活田啓文
同上	文化商工部学習・スポーツ課長	長澤義彦
同上	子ども家庭部子ども若者課長	小澤さおり
同上	教育委員会事務局教育部放課後対策課長	小野義夫
同上	教育委員会事務局教育部指導課長	佐藤明子
同上	池袋幼稚園長	小林幾子
同上	池袋本町小学校長	佐藤洋士
同上	明豊中学校長	山本聖志
同上	文化商工部図書館課長	倉本彩子

豊島区子読書活動推進会議部会（令和3年度）委員名簿

職	職名	氏名
部会長	文化商工部図書館課長	倉本彩子
副部会長	文化商工部図書館課計画調整係長	坂本恵
部員	区民部地域区民ひろば課自主運営支援係長	荒井圭子
同上	文化商工部学習・スポーツ課生涯学習係長	岡田麻矢
同上	子ども家庭部子ども若者課管理・計画係長	大木洋一
同上	教育委員会事務局教育部放課後対策課 子どもスキップ椎名町所長	山本まゆみ
同上	教育委員会事務局教育部指導課指導主事	一木喜美
同上	池袋幼稚園長	小林幾子
同上	朋有小学校副校長	常井健司
同上	明豊中学校副校長	桐生征臣

豊島区図書館経営協議会

回数	開催日	議題
第1回	令和3年9月30日	1 各委員紹介 2 会長・副会長の選任 3 報告「図書館経営協議会及び豊島区立図書館の概要」 4 協議「豊島区子ども読書活動推進計画（素案）」について 5 協議「豊島区立図書館基本計画（骨子案）」について
第2回	令和3年11月4日	
第3回		

豊島区図書館経営協議会（令和3年度）委員名簿

職	構成	役職	氏名
会長	学識経験者	慶應義塾大学名誉教授	上田 修一
副会長	学識経験者	日本女子大学名誉教授	三神 和子
委員	教育委員会委員	豊島区教育長職務代理者	樋口 郁代
同上	小学校校長会	池袋本町小学校 校長	佐藤 洋士
同上	中学校校長会	巣鴨北中学校 校長	平本 浩実
同上	区内7大学図書館代表	大正大学図書館情報メディア部長 兼附属図書館館長	稲井 達也
同上	区内7大学図書館代表	川村学園女子大学目白キャンパス 事務室	上田 あさ子
同上	図書館ボランティア代表	ひかり文庫朗読会 会長	人見 共
同上	区民	図書館利用者代表	小川 博子
同上	区民	図書館利用者代表	所 哲哉
同上	区長が必要と認めた者	豊島区聴覚障害者協会 会長	長谷川 則之
同上	区長が必要と認めた者	東京外国語大学 世界言語社会教育センター・留学生 日本語教育センター 特任講師	幸松 英恵
同上	区長が必要と認めた者	ジャーナリスト	清野 由美
同上	区職員	文化商工部長	小池 章一

豊島区教育委員会

回数	開催日	議題
第1回	令和3年5月11日	1 報告事項 「豊島区子ども読書活動推進計画（第四次）」、「豊島区図書館基本計画」の改定について
第2回	令和3年7月22日	1 報告事項 豊島区子ども読書活動推進計画（第三次）令和2年度進捗状況について 2 報告事項 豊島区子ども読書活動推進計画（第四次）の改定について（案）
第3回	令和3年10月12日	1 協議事項 豊島区子ども読書活動推進計画（第四次）の素案（案）について 2 報告事項 豊島区立図書館基本計画（第二次）の骨子（案）について
第4回		

豊島区教育委員会 委員名簿

職名	氏名	任期
教育長	金子 智 雄	自 令和2年1月5日 至 令和5年1月4日
教育長職務代理	樋口 郁 代	自 令和2年4月1日 至 令和6年3月31日（再任）
委員	酒井 朗	自 令和2年4月1日 至 令和6年3月31日
同上	村瀬 愛	自 令和2年3月29日 至 令和6年3月28日
同上	大澤 誠	自 令和3年2月25日 至 令和7年2月24日

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成十三十二月十二日法律 第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

